

- (注1)当分の間、資本金1億円以下の普通法人のうち、当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは外形標準課税対象法人。(令和7年4月1日施行)
- (注2)資本金1億円以下の普通法人のうち、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人又は相互会社・外国相互会社の100%子法人等であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは外形標準課税対象法人。(令和8年4月1日施行) (注3) 蜂別注人 (農協・漁協・医療注入等) については、所得割入9%、蜂別注人 事業税・所得割額の34.5%の税率が適用される
- (注4)所得割の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。なお、法人事業税の制限税率は、標準税率の1.2倍(資本金1億円超の普通法人の所得割については、標準税率の1.7倍)。
- (注5)特定ガス供給業とは、導管部門の法的分離の対象となる法人の供給区域内でガス製造事業を行う者が行うガス供給業(導管事業を除く)をいう。その他のガス供給業(導管事業を除く)については、他の一般の事業と同様の課税方式。